

周南市西部市民交流センター条例の一部を改正する条例制定について

周南市西部市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市西部市民交流センター条例の一部を改正する条例

周南市西部市民交流センター条例（平成15年周南市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「西部市民活動支援センター」を「市民活動支援センター」に、「、地域集会室及び小会議室」を「及び地域集会室」に改める。

別表第1小会議室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（周南市市民交流センター条例の廃止）

2 周南市市民交流センター条例（平成15年周南市条例第94号）は、廃止する。

(参考)

周南市西部市民交流センター一条例新旧対照表

現行		改正案	
(設置)		(設置)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 交流センターは、西部市民活動支援センター、児童交流室、地域集会室及び小会議室を主な施設として構成する。		3 交流センターは、市民活動支援センター、児童交流室及び地域集会室を主な施設として構成する。	
別表第1 (第3条、第5条関係)		別表第1 (第3条、第5条関係)	
周南市西部市民交流センター使用料		周南市西部市民交流センター使用料	
時間区分	午前 午前9時から 正午まで	午後 正午から 5時まで	夜間 午後5時から 午後10時まで
施設			
地域集会室	330円	550円	330円
小会議室	160円	270円	550円
超過使用する場合の1時間単価	111円	111円	111円
備考 (略)		備考 (略)	